

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月1日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成28年3月11日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

リビズイソザキ丸亀店
丸亀市山北町字原窪23番地 外6筆

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- 土地改良区と十分協議を行うこと。
- 水環境について十分留意されたい。
- 周辺環境に十分配慮して施工するとともに、特定建設作業等を行う場合は事前届出をすること。
- 地元雇用の確保に努めること。
- 施設建設中は地域住民の生活に配慮すること。
- 施設完成後の運営にあたっては、コミュニティ活動やその他地域発展に必要な取り組みに対し、できるかぎりの協力を努められたい。
- 隣接道路が通学路の場合は、尚一層、安全対策に注意されたい。
- 国道管理者と十分協議を行うこと。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業振興課
縦覧期間	平成28年8月1日(月曜日)から同年9月1日(木曜日)まで